

県立高等学校等における一斉登校の開始について

令和3年9月21日
奈良県教育委員会

県立中・高等学校及び高等養護学校では、9月13日（月）から分散登校の実施などにより2学期をスタートしました。今後も、引き続き3つの感染（エアロゾル*1、飛沫、接触）経路を遮断するなど、感染防止対策に万全を期すことを前提に、**27日（月）から**、以下のとおり分散登校を解除し**一斉登校を可能**とします。

また、この機に、全教職員が、奈良県立医科大学附属病院感染症センター笠原センター長監修の新型コロナウイルス感染症対策解説動画*2を改めて閲覧を行うとともに、再度、生徒に感染経路遮断に関する指導を行うことで、基本的な感染防止対策の更なる徹底を図ります。

*1:浮遊する微粒子 *2:YouTubeチャンネルで公開中

(1) 一斉登校の開始日

9月27日（月）から分散登校を解除し、一斉登校を可能とします。

また、公共交通機関の混雑状況などにより、感染リスクが高いと判断される場合には、登校時間を遅らせる措置（**時差登校**）を講じます。

(2) 校内における感染経路の遮断の徹底

校内での感染を防止するため、以下の3つの感染経路の遮断を徹底します。

感染経路	エアロゾル感染	飛沫感染	接触感染
対策	・各授業の間で必ず 5分間程度の換気 （25分に1回程度）	・正しい マスクの着用 （不織布マスクが有効）	・手洗い、 手指の消毒の徹底 （教室に消毒液配備）

(3) 臨時休業等におけるオンライン授業の実施

複数の生徒が感染するなど学級等での臨時休業の実施が必要な場合や、濃厚接触者となり授業に出席できない生徒がいる場合は、オンラインで通常の時間割どおりの授業を実施します。

(4) 部活動・学校行事の取扱い

部活動は、9月30日（木）までの間、**引き続き、原則として不可**とします。ただし、公式大会・発表会等への出場については可能とし、その際、4週間前からの練習等を認めることとします。

なお、更衣やミーティングにおいて、マスクの着用又は2m以上の距離の確保を徹底します。

学校行事を実施する場合は、可能な限り生徒間の接触低減を図ります。特に、全校生徒による学校行事を実施する場合は、時差登校や各会場の入場制限などを実施し、感染症対策に万全を期します。